高知県ネーミングライツ・パートナー募集要項
（県有施設）

1　目的

高知県（以下「県」という。）では、県有施設等の有効活用により一定の収入を確保し、施設等の安定した運営や県の施策の充実など県民サービスの維持・向上等につなげることを目的として、ネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。）を以下のとおり募集します。

ネーミングライツとは、施設等に企業名や商品名等を冠するといった名称（以下「愛称」という。）を付与する権利です。
県は、施設等の名称として愛称を使用する代わりに、施設等の名称に愛称を付与する権利を有するパートナーから対価を得ます。
パートナーは、施設等に企業名や商品名等を含む愛称を表示することで、施設の看板やイベントのポスター等による周知効果や、様々なメディアによる宣伝効果が期待できます。

2　募集概要

（1）　募集対象施設

募集対象施設は、別紙1に記載のとおりです。
募集対象施設の概要は別紙2に記載のとおりです。

（2）　ネーミングライツ料及び契約保証金

ア　ネーミングライツ料（契約希望金額）

ネーミングライツ料として、希望する年間金額を提案してください。
1年間あたりの最低希望金額は、別紙1及び別紙2に記載しています。
※最低希望金額は、消費税及び地方消費税を含みます。
※最低希望金額未満の応募金額であっても応募することは可能です。
※契約期間の開始が会計年度途中からとなる場合は、月割計算（1円未満切捨て）した額をその年度のネーミングライツ料として算出します。

イ　契約保証金

契約の相手方は、高知県契約規則第 39 条の規定により、契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。
ただし、高知県契約規則第 40 条の規定により契約保証金の納付を免除された場合は、この限りではありません。
契約保証金は、契約期間が満了し、又は契約が解除されたとき、対象施設の原状回復を確認後、パートナーからの請求に基づき利子を付さずにパートナーへ返還します。パートナーの責めに帰すべき事由により契約が解除された場合は、契約保証金は県に帰属し、パートナーは契約保証金返還請求権を失います。

（3） 契約期間

令和9年4月1日から令和 12 年3月 31 日まで（3年間）

※ネーミングライツ・パートナーは、当該施設のネーミングライツ契約の更新にあたり、別途県が定める条件に合致する場合、優先交渉権を得ることができます。

（4） 愛称の使用開始予定日

令和9年4月1日

（5） 愛称の命名条件等

ア パートナーは、当該施設等に愛称を付与することができます。

ただし、県有施設等のネーミングライツ導入という性格上、その公共性及び品位、信頼性を損なうことのないもので、県民が親しみやすく、施設等の用途が分かりやすい愛称とします。

イ パートナーが命名する愛称は一般的な呼称として用いられる名称であり、条例で定める施設等の正式名称を変更するものではありません。

ウ パートナーであることをパートナーが管理するホームページ、出版物等で 表示することができます。

エ 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更は原則として認めません。

オ 愛称は、商標権等権利の侵害になることのないよう、十分調査した上で提案してください。権利侵害で争いとなった場合は、パートナー側ですべて負担、対応するものとし、本県は一切の責めを負いません。

カ 条例で定める施設等の正式名称を愛称とすることも可能です。

キ 次に該当するものは愛称として使用することができません。

（ア） 法令等に違反するおそれのあるもの
（イ） 政治性又は宗教性のあるもの
（ウ） 意見、社会問題についての主義・主張に当たるもの
（エ） 個人の氏名
（オ） 他社の製品との比較
（カ） 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
（キ） 公序良俗に反するおそれのあるもの
（ク） 社会的批判を招くおそれのあるもの
（ケ） 不当な差別等人権を侵害するおそれのあるもの
（コ） 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
（サ） 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
（シ） 青少年の健全育成という観点から、有害であると判断されるもの
（ス） その他愛称として適当でないと県が認めるもの

ク 募集対象施設毎に個別に設定する愛称の条件等については、別紙2に記載のとおりです。

（6） 愛称使用に伴う費用負担及び愛称掲示場所等

ア 費用負担

ネーミングライツ料のほかに、愛称の付与に伴い発生する費用の負担については、次のとおりです。〇を付した者が費用を負担します。

区 分	県	パートナー
施設等の敷地内外の看板等の表示変更 ※1 （パートナーが希望する場合）		〇 ※2
契約期間中の看板の維持補修等 （保険加入を含む。）		〇 ※2
契約期間終了時の原状回復 （契約期間中の解除を含む。）		〇 ※2
県が発行するパンフレット、封筒等の印刷物や県及び施設ホームページの表示変更	〇	

※1 県は、看板等の表示変更に係る民間事業者等の紹介等を行うことができません。パートナーご自身で交渉の上、ご対応いただきます。

※2 愛称のデザイン等に係る費用が発生する場合は、パートナーの負担とします（使用希望の愛称のデザイン等が決まっている場合には、提案してください）。

イ 愛称が掲示される看板等

（ア） 表示の変更等は、契約締結後から可能となります。

（イ） 表示変更は、県や関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行うこととします。これに伴う費用は全てパートナーの負担とします。

（ウ） 看板やサイン標示の変更・新規設置にあたっての詳細な施工の範囲、施工方法、実施時期及び内容（デザイン・色彩等を含む。）については、対象施設の管理運営上支障が生じないよう、優先交渉権者決定後に県及び関係機関等とパートナーで協議の上、決定します。

新規に看板等を設置する場合は、パートナーからの要請を受けて県及び関係機関で協議することとします。

（エ） 看板やサイン標示の変更、新規設置に伴って設置される工作物等については、風水害や地震などによる落下等の危険性がある場合は、施設賠償責任保険への加入を必須とし、その他必要となる安全対策を講じるものとします。

（オ） 屋外看板については、施設等所在地の市又は県の屋外広告物条例による規制対象となり、変更前に表示内容等を市や県に提示し、確認を受ける必要があります。屋外広告物条例に係る必要な事務手続きはパートナーにおいて行い、これに伴う費用は全てパートナーの負担とします。

（カ） 施設等に表示できるのは愛称のみであり、広告の表示や掲示はできません。

ウ 印刷物等の掲載

（ア） 県が作成するパンフレット等の印刷物に掲載する施設等の名称は、原則として愛称を使用しますが、愛称が定着するまでの期間、正式名称と併記する

場合があります。

（イ）印刷物やホームページの表示変更は、契約締結後に作成するものからとします。

県が作成した既存の印刷物等の表示については、訂正せず、在庫分はそのまま使用する場合があります。

３ 選定委員会の設置

県有施設等にネーミングライツを導入するに当たり、命名しようとする法人及び愛称等が当該施設等にふさわしいかの審査を公正に行い、契約の相手先候補となる優先交渉権者及び次点者を選考するために「高知県ネーミングライツ・パートナー選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

４ 契約の相手方の決定方法

応募申請書等の提出書類の内容を審査する選定委員会を非公開で開催します。選定委員会では、高知県ネーミングライツ・パートナー選定に係る審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方候補の優先交渉権者と次点者を選定します。ただし、審査基準に定める条件を満たす提案でない場合は、優先交渉権者（※）又は次点者として選定しません。

※優先交渉権者…ネーミングライツの契約について、他者より優先的に県と交渉できる権利を有する者

（1） 優先交渉権者の選定方法

申請締切後、選定委員会において、応募者から提案された愛称、契約金額、企業等の提出資料等を総合的に判断し、優先交渉権者を選定します。

応募者が1者のみの場合も、選定委員会において審査します。

選定委員会による審査の結果、県の判断で優先交渉権者を選定しない場合があります。

（2） 失格とする提案

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになった場合
イ 提出書類の様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
ウ 提出書類に虚偽の記載や不備がある場合
エ 申請書等の提出期間に所定の書類が提出されなかった場合
オ 法令、例規に違反する客観的事実が認められる場合
カ 募集要項に定める愛称の条件に合致していない場合
キ その他不正な行為があった場合

（3） 審査項目及び審査内容

選定委員会は、次の視点及び配点で審査します。

	審査項目	審査内容	配点
1	ネーミングライツ料	・応募金額及び金額の妥当性、相対評価 ※応募者が1者のみで、応募金額が県の最低希望金額を大幅に下回る場合は、交渉者として選定しない可能性がある。	50
2	愛称	・公共施設としての品位があり、施設の設置目的や機能に配慮されているか ・親しみやすさ、呼びやすさ、県民の愛着に配慮されているか ・公序良俗に反していないか　　など ※当該項目が 15 点に満たない場合は、選定委員会で個別協議の上、優先交渉権者への選定可否の判断を行うものとする。	30
3	応募者	・ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか（経営の状況、安定性、ネーミングライツ料の支払能力、事業内容、将来性）	10
		・県民に受け入れられるか（県民への知名度、県民の親しみ） ・社会貢献や地域活動の実績	10
合　計		※合計点が 50 点に満たない場合は、選定委員会で個別協議の上、優先交渉権者への選定可否の判断を行うものとする。	100

（4） 選定結果の通知

選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。

なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

【高知県情報公開条例】

[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj]

（5） パートナーの決定

県は、選定委員会による審査の結果を踏まえ、優先交渉者とネーミングライツ導入に必要な事項の協議を行い、協議が整った場合はパートナーを決定して契

約を締結します。
　ただし、県と優先交渉権者の間において協議が整わなかった場合は、次点者を優先交渉権者と決定して同様の協議を行い、協議が整った場合は契約を締結します。
　なお、優先交渉権者と県との協議等が滞り、事業の履行が確実でないと県が判断した場合は、優先交渉権者の決定を取り消すものとします。

（6） 公表
　契約締結後、県の広報媒体（県のホームページ等を含む）を通じて、パートナーの名称、施設等の愛称、契約金額、契約期間等について公表します。併せて、選定委員会での採点結果(総得点)について、パートナー以外の応募者を匿名とした上で、県のホームページにて公表します。
※優先交渉権者の発表等、途中経過については公表しません。
※募集対象施設毎の応募状況及び提案の内容等については公表しません。

（7） 県が実施を予定している愛称の周知（広報）活動
ア マスコミへの情報提供等を通じての愛称の周知
イ 県の広報媒体（県ホームページ、施設等のホームページ等を含む)での周知

（8） ネーミングライツ料の支払い
　ネーミングライツ料は、毎年度当初に、県が発行する納入通知書等によりパートナーが納付期限までに当該年度分（4月から翌年3月分まで）を一括で支払うものとします。
　ただし、年度途中から契約開始となる場合は、県が別途指定する期日までに納入するものとします。

（9） 契約の解除等
ア パートナーが次の事項に該当した場合は、県は契約を解除することができるものとします。この場合、既に納付されたネーミングライツ料は返金しないものとし、原状回復はパートナーの負担で行うものとします。
（ア） パートナーが応募資格を満たさなくなったとき。
（イ） パートナーが県の指定する期日までにネーミングライツ料を納入しないとき。
（ウ） パートナーの社会的及び経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
（エ） 応募申請書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。
イ パートナーは、募集要項に定められた応募資格を満たさないこととなった場合は、高知県にその旨を書面により報告するものとします。

5 応募資格
　応募資格を有する者は、経営が安定しており、社会貢献や法令遵守等について理解のある法人とします。
　ただし、次に掲げる者は対象外とします。
（1） 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反している者
（2） 県の指名停止措置等を受けている者
（3） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第

122 号）第2条に規定する風俗営業に該当する事業等及びこれに類似する事業等を営む者
（4） 消費者金融に係る事業等を営む者
（5） 法律に定めのない医療類似行為に係る事業等を営む者
（6） 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続開始の申立てがなされている者
（7） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっている者
（8） 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
（9） 国税又は地方税を滞納している者
（10） 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体
（11） 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体
（12） その他、県のネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められる者

6 説明会

説明会は開催しません。

7 質疑と回答

募集要項の内容等の質疑を次のとおり受け付けます。

（1） 受付期間　令和8年 10 月 26 日（月）から 12 月1日（火）午後5時まで
（2） 受付方法　電子メール、ファックス又は持参のいずれかの方法により質問事項を別紙1に記載の問い合わせ先の各所属まで送付してください。また、送付する媒体に関わらず所属、担当者氏名、連絡先を必ず記載してください。
（3） 回答方法　県の担当者から、電子メール等により回答します。
質疑と回答の内容は質問のあった法人名や担当名等を除きホームページで公表する場合があります。

8 応募方法

（1） 提出書類

応募に当たって提出する書類を次表に示します。
なお、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

［提出書類の様式、提出部数等］

様式番号	提出書類の名称		規格	提出部数
1	高知県ネーミングライツ・パートナー応募申請書兼誓約書（県有施設）（様式1）	必須	A4縦	各1部
2	愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要の分かる資料	任意	様式自由	
3	愛称の表示指定等（様式2）	任意	A4縦	
4	愛称の表示指定等（補足資料）	任意	様式自由	
5	法人の概要（様式3）	必須	A4縦	
6	法人の概要（詳細が分かる法人概要や会社案内等の資料）	任意	様式自由	
7	直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表，損益計算書等）	必須	様式自由	
8	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※申請書提出日時点で発行から3か月以内のもの（写し可）	必須	様式自由	
9	法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※申請の3ヶ月前までに発行されたもの（写し可） ※法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（その3の3）を提出してください。 ※法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近1事業年度分の納税証明書を提出してください。	必須	既成様式	
10	暴力団排除に関する誓約書（様式4）	必須	A4縦	
11	役員等名簿（様式5）	必須	A4縦	

※応募申請書に記載された愛称について、優先交渉権者として選定された後は、原則として変更することはできません。

※2施設以上に応募申請する場合は、応募申請する施設ごとに提出書類を提出してください。

（2） 応募申請書類の提出

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和8年 12 月4日（金）午後5時 15 分（必着）

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く
午前8時 30 分から午後5時 15 分までとします。

③ 提出先

別紙1に定める応募書類提出先のとおり

9 日程（予定）

令和8年 10 月 26 日	パートナー募集開始
令和8年 12 月4日	申請書等の提出期限（締切）
令和9年1月中旬	選定委員会開催による優先交渉権者等の決定
令和9年2月中旬	ネーミングライツ・パートナー決定
令和9年4月1日	愛称の使用開始

10 提出書類の取扱い

（1） 提出された書類は返却されません。

（2） 提出された書類は、必要に応じ複写します（県庁内及び選定委員会での使用に限ります）。

（3） 提出された書類は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例に基づき開示することがあります。

11 問合せ先

（1） 各施設等の募集に関する問合せ先

各施設等を所管する所属（別紙1のとおり）

（2） ネーミングライツ制度全般に関する問合せ先

高知県 総務部 財政課 一般財源担当

電話 088－823－9303

FAX 088－823－9768

E-mail 110401@ken.pref.kochi.lg.jp

12 その他

（1） 応募申請書類の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

（2） 応募申請書類の提出に要する全ての費用は応募者の負担とします。ついては、優先交渉権者とならなかった場合などにおいて、応募申請書類の提出に要した費用の補填や賠償は行いません。

（3） 愛称使用の禁止について

県は、命名権による愛称を積極的に使用し、愛称が定着するように努めますが、愛称の使用が禁じられている国際大会等の開催においては、大会開催の公的な意思表示や県有施設としての意思表明を行う場合も含め、大会主催者等からの要請や大会規定等に従い、愛称ではなく条例に基づく正式名称を使用する場合があります。

また、議案の提出などの行政行為又は契約行為において、必要に応じて施設の正式名称を使用する場合があります。

（4） 愛称に関する知的財産権を取得する場合

愛称には、ロゴ等（原則、パートナーが権利を有する商標登録のものとする。）の使用も可とします。ただし、印刷物等の掲載においてロゴ等は使用できず文字ベースのみの表示、カラー表示でなく白黒表示などになる場合があります。

ア　愛称の標示のロゴ等を商標登録する場合は、パートナーの商標として登録することになります。

イ　県はロゴ等を無償で使用できることとします。商品のパッケージ等に第三者が使用する場合の条件については、パートナーと当該第三者が個別に協議してください。

ウ　第三者の知的財産権を侵害しないか、パートナーの責任で確認してください。

（5）　この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。

（6）　不測の事態等が生じたときは、この要項に記した内容に関わらず、臨機の措置をとることがあるものとします。